

北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議の開催について

1 目的

平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、本年 4 月から施行されたことを受け、地域で差別解消に主体的に取り組み、共生社会の実現を目指す「障害者差別解消条例」を制定する動きが全国的に広がりつつある。

こうした中、福岡県においても条例の制定に向けて検討を開始しているところであり、また本市でも、本年 8 月に障害者団体から条例の制定を求める要望書が提出されている。

そのため、北九州市として条例を制定する意義や必要性等について、関係者から専門的な意見を聴取する場として「北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議（以下、有識者会議という。）」を開催するもの。

2 検討の視点

- (1) 本市における障害者差別の実態について
- (2) 福岡県が制定する条例の本市への影響等について
- (3) 条例を制定している自治体の取組状況等について など

3 構成員

障害当事者、障害者団体、事業者、学識経験者、弁護士、医療・福祉関係者など 16 名

4 他の自治体の制定状況及び主な内容

(1) 制定状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

30 の自治体で制定

[22 道府県、4 政令市（仙台市、新潟市、さいたま市、横浜市）、4 市]

※福岡県は、平成 28 年 6 月議会で制定することを表明し、現在検討中

(2) 主な内容

- 障害者差別として禁止される行為（差別的取扱い、不利益な取扱い、合理的配慮の不提供など）を規定
- 県（市）民、自治体、事業者の責務や役割を規定
- 相談体制及び紛争解決機関（助言・あっせん手続き等を実施）の設置を規定

5 今後の予定

平成 28 年 1 月 有識者会議の開催（第 1 回会議：1 月 19 日開催）

（※毎月 1 回、3 回程度開催予定）

平成 29 年 3 月

3 月を目途に、有識者会議での意見を踏まえ、条例に対する市の方針を決定